

名古屋市告示第314号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定施
術機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 7年 6月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
施 術 者 名		
いまむら接骨院	名古屋市瑞穂区洲山町 2丁目32番地	令和 7年 4月 1日
今村 直樹		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課